

【年金を受けている皆様へ】新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生計維持確認届・現況届の提出期限に係る取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや、機構から現況届様式を送付することができなくなっています。このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された後3ヶ月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いとしているところです。

詳細は、以下HPをご覧ください。

【機構HP】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>